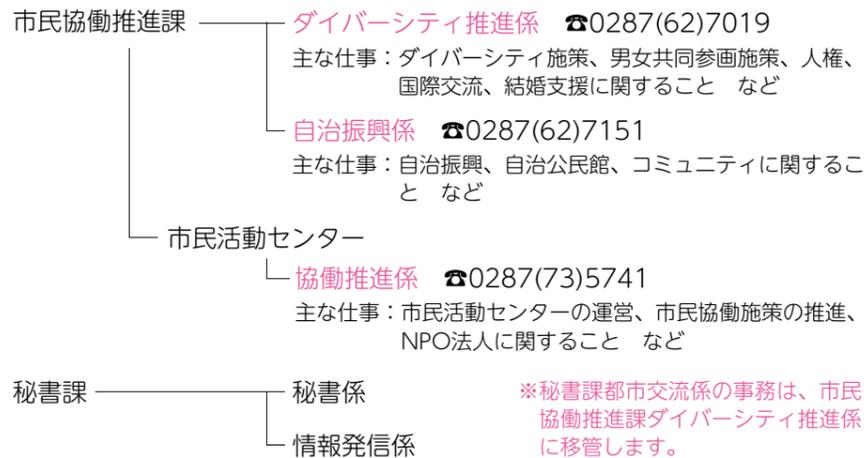


「市民協働推進課」を拡充します

市民協働推進課に、ダイバーシティ、自治振興に関連する事務を集約化した上で係を再編します。性の多様性をはじめ、今後の新しい政策課題の流れに対応できる体制を整えておくとともに、自治会活動、コミュニティ活動、各種市民活動に関し、総合的な支援を推進します。



総務部に「危機管理室」を設置します

昨今の甚大化、多様化する災害に、より迅速かつ効果的に対応するため、現行の総務課危機対策班をベースに、総務部内に「危機管理室」(部内室)を設置します。防災対策に特化した課相当の組織を設置することで、市の危機管理体制の強化を図ります。



◇その他の見直し

- 戦略推進局を廃止し、総合的な企画調整に係る事務を企画部(企画政策課)に統合して一体化を図り、庁内の政策立案機能の充実化を進めます。
- 気候変動対策に係る関係施策を推進し、組織マネジメントの強化を図るため、気候変動対策局内に気候変動対策課を設置します。

気候変動対策局 ———— 気候変動対策課 ☎0287(73)5651

4月1日から 市役所組織の一部が変わります

今後の新しい政策課題へ備えること、危機管理体制の強化を図ることなどを目的として、行政組織機構の一部見直しを行います。

▼問い合わせ ☎企画政策課 ☎0287(62)7315



高齢者タクシー券などを配布します

▶問い合わせ
 高齢福祉課 ☎0287(62)7137
 市民福祉課 ☎0287(37)6231
 総務福祉課 ☎0287(32)2912

- ▶申請開始 3月16日(水)から
 - ▶持参するもの ○タクシー券：申請者の身分証明書
○紙おむつ・理美容券：申請者の介護保険証
- ※代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書を併せて持参してください。
- ▶その他 券は指定された事業所と店舗でのみ利用できます

券の種類	内容	対象	申請窓口
高齢者外出支援タクシー利用券	タクシーに乗る際に料金の代わりに利用できる券 1世帯当たり最大70枚(1枚500円分)	在宅の70歳以上で、運転免許がないか、自動車を所有・使用しておらず、次のいずれかに該当する人 ①同居などの親族がいない人 ②同居などの親族による外出支援を受けられない人(同居の親族が週5日以上仕事をしているなど) ※就労証明書(自営業は就労申立書)が必要。詳細は市の窓口にご相談ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢福祉課 ※3月22日までは ・ 1階市民室。 ・ 市民福祉課 ・ 総務福祉課 ・ 常根出張所
在宅要介護高齢者紙おむつ券	紙おむつ購入時に利用できる券 最大60枚(1枚1,000円分) ※「市指定ごみ袋支給」の申請も併せて受け付けます。	在宅の65歳以上で、要介護認定1以上かつ自立度判定基準が規定以上で、常時おむつが必要な人 ※原則、ケアマネジャーが申請してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢福祉課 ・ 市民福祉課 ・ 総務福祉課 ・ 常根出張所
高齢者理美容利用券	散髪の際に利用できる券 最大8枚(1枚1,000円分)	在宅の65歳以上で要介護1以上の人	



障害者福祉タクシー券を配布します

▶問い合わせ
 社会福祉課 ☎0287(62)7026
 市民福祉課 ☎0287(37)6231
 総務福祉課 ☎0287(32)2912

- ▶申請開始 3月23日(水)から
 - ▶持参するもの 申請者の障害者手帳
- ※代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書を併せて持参してください。

券の種類	内容	対象	申請窓口
障害者福祉タクシー利用券	福祉タクシーで料金の代わりに利用できる券 月額 2,900円分	次の手帳を持っている人 ・身体障害者手帳 1～3級 ・療育手帳 A、A1、A2 ・精神保健福祉手帳 1級、2級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課 ※3月23日・24日は ・ 1階市民室。 ・ 市民福祉課 ・ 総務福祉課 ・ 常根出張所
車椅子タクシー利用券	車椅子タクシーで料金の代わりに利用できる券 年額 15,000円分	福祉事務所から車椅子の交付を受けた人	

各種助成の申請が始まります

高齢者・障害のある人を対象とした利用券などの申請を受け付けます。券の枚数は申請月によって変わるので、注意してください。